



～必要な人が成年後見制度の利用に結びつくように～

おやま権利擁護通信

発行：小山町権利擁護支援センター
(小山町社会福祉協議会内)
小山町小山 75-7
小山町健康福祉会館 2階
TEL：0550-76-9906

『令和2年度御殿場市・小山町市民後見人養成講座』がスタート！

昨年度から実施している『御殿場市・小山町市民後見人養成講座』が、令和2年度も10月1日にスタートしました。受講生の皆さんは、12月までの3か月の間、毎週木曜日に市民後見人として必要な基礎知識を学びます。

小山町からは6名が参加されています。初日午前は、三島市社会福祉協議会の野田恵氏(社会福祉士)の『市民後見概論』、午後は、内海雅秀氏(弁護士)の『成年後見制度概論』等の講義でした。

皆さんの受講動機は、「自分の今までの経験が少しでも地域の役に立てば。」「お世話になった地域に恩返しをしたい。」「地域の一人暮らしの高齢者との関わりの中で、後見人の必要性を感じたから。」など地域の福祉活動に対する熱意をお持ちの皆さんです。今後、小山町において市民後見人として活動されることが期待されています。



小山町権利擁護支援センターを支えてくれる専門職の皆さまです。

専門職の方との打合せ会を9月29日に行いました。専門職の方には、権利擁護支援センターへ専門職の立場から様々なアドバイスをいただいています。センター事業の実施から7か月が経過し、センターへの町民の皆さまからの相談も少しずつ増加しています。相談には、職員だけでは対応が難しいものもあります。そのような場合も、職員から専門職の方に相談し、問題解決に繋がっています。

弁護士	牧野直人氏 (牧野法律事務所)
司法書士	鈴木修司氏 (成年後見センターリーガルサポート静岡支部)
社会福祉士	番場俊文氏 (成年後見支援センターぱあとなあ静岡)

市民後見人養成講座フォローアップ研修を開催

9月29日(火)、鈴木修司氏(司法書士)を講師にお迎えして『任意後見制度』について講義をいただきました。このフォローアップ研修は、昨年度の市民後見人養成講座の修了生が、基本的な知識の定着と、より専門的な知識を習得していただくために開催するものです。本来であれば広く地域の皆様にも参加していただきたかったのですが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実地研修受講者のみを対象とさせていただきます。

今回の講座のテーマ『任意後見制度』について、下記のとおりご紹介します。



任意後見制度とは、どんな制度？

『今は元気でも、将来が心配』

判断能力が不十分になっても、今までのように自宅で生活をしたい、望んでいた施設に入りたい、病気になっても困らないようにしておきたい。そんなときに支援してくれる人を今から決めておくことができます。

任意後見制度とは、自分の判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、自分の生活、療養看護や財産管理をしてもらう後見人を自らの事前契約によって決めておく制度です。

また、ご本人の希望により任意後見契約に他の契約をプラスすることもできます。

任意後見契約＋任意代理契約(財産管理契約)

「財産管理契約」では、判断能力が低下する前から、日常的な預貯金の管理から公共料金の支払い、収入支出の管理、賃貸物件の管理など、任せたいことを契約に定めることにより、その行為を代理してもらうことができます。

任意後見契約＋見守り契約

「見守り契約」は、契約を結んだ後から任意後見契約の効力が発生するまでの間、任意後見人になる予定の方が、ご本人と定期的にコミュニケーション(電話連絡や定期的な訪問等)をとり、任意後見契約の効力を発生させるタイミングをチェックしてくれる契約です。

事務局から

こんな人が周りにいたら、成年後見制度を紹介してください。

- ・通帳やキャッシュカードを何度も紛失し、再発行している。
- ・何らかの障害が疑われ、年金を受給しているが、やり繰りがうまくできない。
- ・親の残してくれた家に子どもが一人で暮らしているが、家の手入れができずに荒れている。
- ・遠方に住んでいる親が物をなくすことが増えている。近くに住んでいる人にサポートしてもらいたい。

【小山町権利擁護支援センター事務局連絡先 ☎76-9906】

